○学校法人常翔学園発明規定

2010年3月19日

学園669

改正　2025年2月21日

(目的)

第1条　この規定は、学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する大阪工業大学、摂南大学および広島国際大学(以下「大学」という)に勤務する職員が行った発明等に関する取扱いについて「学校法人常翔学園知的財産ポリシー」(以下「知的財産ポリシー」という)に基づき、発明者の権利を保障し、大学で創出された学術研究の成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条　この規定に用いる用語については、つぎの定義による。

イ　発明等　特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権および回路配置利用権ならびにプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、品種登録にかかわる権利の対象となるものについては育成、ノウハウを対象とするものについては案出をいう。

ロ　職務発明　大学が研究費その他を助成して行う研究、または大学の施設設備を利用して行う研究等に基づき、職員が職務上行った発明等をいう。

ハ　知的財産権　特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権、種苗法に規定する育成者権、著作権法第2条第1項第10号の2のプログラム著作物および第10号の3のデータベースの著作物にかかる著作権法第21条から第28条までに規定する著作権その他大学が特に指定する権利を総称していう。

ニ　職員　大学に勤務する専任の教育系および事務系職員、雇用期間を定めた職員(特任、嘱託、客員)、非常勤の職員のうちリサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター、テクニカル・サポーターおよびその他任用にあたって職務発明について契約がなされている者をいう。

ホ　学生等　大学の大学院生、学部学生、外国人留学生、研究生および交流協定に基づき大学が受け入れる者をいう。

ヘ　研究員等　大学が受け入れる研究員およびその他、研究にあたり大学と知的財産に関する契約を締結している者をいう。

(発明等の取扱い)

第3条　職員が職務発明を行い、学園が、知的財産ポリシーおよび第6条に基づき、その知的財産権を受ける権利を承継すると決定したときは、当該職員は、その権利を学園に譲渡するものとする。

(届け出)

第4条　職員が、職務発明を行ったときは、速やかに書面により学長に届け出なければならない。

2　前項の届け出は、原則として論文・学会発表等の公開2カ月前までに行うものとする。

(発明等の評価)

第5条　職務発明の届け出があったとき、つぎの部署において、職務発明か否かの検討および発明の特許性ならびに市場価値等の評価を行い、その結果を学長に報告する。

区分	部署名
大阪工業大学	研究支援社会連携推進課
摂南大学	研究支援・社会連携センター
広島国際大学	研究支援・社会連携センター

2　第1項の場合において、大学は、職務発明の技術評価および市場価値等の評価について、必要ある場合、第7条の発明委員会で審議を行うものとする。

(権利の承継とその取扱い)

第6条　学長は、第4条第1項の届け出が提出された場合、国内外における知的財産権を受ける権利を学園が承継するか否かを決定し、速やかに届け出た職員に通知する。

2　前項にかかわらず、独立行政法人、国または地方公共団体等の公的な機関から受託する委託研究、または共同研究により生じた発明等の帰属については、あらかじめ締結した研究契約等に基づくものとする。ただし、定めのない事項については、契約者双方協議により決定する。

3　職務発明に該当するが、学園が知的財産権を受ける権利を承継しないと決定したときは、知的財産権を受ける権利は発明者に帰属する。

4　発明者は、第1項により、学園が国内外における知的財産権を受ける権利を学園が承継しないとの通知を受領した後でなければ、当該権利を第三者に譲渡してはならない。

5　学長は、学園が承継した知的財産権について、出願又は登録等の維持が不要と判断した時は、放棄することができる。ただし、発明者が返還を希望したときは、当該知的財産権を譲渡することについて協議する。

6　学長は、学園が承継した知的財産権の第三者への譲渡および第三者に帰属する知的財産権の譲受について決定し、大学は、必要な手続きを行う。

(発明委員会)

第7条　発明等に係る事項を審議するため、発明委員会を置く。

2　発明委員会の組織等は、別に定める。

(不服の申立て)

第8条　第4条に基づき届け出た者は、第6条第1項の決定に不服があるとき、通知を受けた日から2週間以内に、書面により学長に申し出ることができる。

(出願等)

第9条　学長が、知的財産権を受ける権利を承継することを決定したとき、大学は、出願等に必要な手続を行う。

2　学長が、外国出願をする必要があると認めたとき、大学は、出願に必要な手続を行う。

3　前2項の手続を行うに当たって、当該職務発明を行った職員は、別に定める権利譲渡書その他必要な書類を提出するものとする。

4　第1項および第2項の出願等は、特許庁への届出上、理事長名で行う。

(発明者の協力)

第10条　学園が承継した発明等の出願準備、出願した発明等の権利化までの特許庁との対応および第三者に対する当該発明等に関する知的財産権の技術移転活動の際は、必要に応じ、当該発明者に対して協力を求めた場合は、発明者はこれに協力する。

(補償金)

第11条　学園は、職務発明を行った職員に対して、つぎの基準に基づく補償金を支払う。

イ　学園が知的財産権を受ける権利(著作権及びノウハウを除く)を承継したとき　1件につき　5,000円

ロ　学園に特許権が付与されたとき　1件につき　20,000円

ハ　学園に意匠権が付与されたとき　1件につき　8,000円

ニ　学園が取得した知的財産権を譲渡し、または実施許諾したことにより、学園が収入を得たとき、当該年度ごとに、次のaの取扱いを行った後の残余額相当額からbに掲げる比率による算出額

a　当該収入から特許等の出願及びその維持・管理、技術移転等に要した諸費用・必要経費分は、控除する。

b　aの取扱い後の残額は、次の表により配分する。ただし、本人の意思により、本発

明者の研究予算に還元することができる。

残額のうち	発明者	学園
100万円までの金額	80%	20%
100万円を超える金額	70%	30%

2　複数の職員による職務発明に対する前項の補償金は、それぞれの持分に応じて配分して支払う。

(退職または死亡したときの補償金)

第12条　前条に該当する者が退職した場合においても、補償金の支払を受ける権利は存続する。

2　前条に該当する者が死亡した場合においては、その相続人に支払う。

3　前二項に基づき当該補償金を受ける権利を有する者(以下、「権利を有する者」という)は、その居所等を届けなければならない。

4　前項の届出がなく学園から権利を有する者に対し、一定の期間連絡が取れなかった場合には、権利を有する者が補償金を受ける権利を放棄したとみなす。

(守秘義務)

第13条　当該発明等に関係する者は、学園が知的財産権を受ける権利を承継したとき、特許等出願の手続が終了するまでの間、当該発明等に関する秘密を守らなければならない。

2　学外機関と共同で出願する発明等に関する守秘義務については、あらかじめ締結した研究契約等に従うものとする。

(プログラム著作物等)

第14条　職務上創作したプログラム著作物、半導体集積回路の回路配置または技術ノウハウについて、つぎの各号のいずれかに該当するとき、職員は、書面により学長に届け出なければならない。

イ　公表または学外に移転する必要が生じたとき

ロ　財産的価値が顕在化したとき

ハ　関連する発明等について大学に届け出るとき

ニ　厳重に秘匿し、管理する必要があるとき

2　前項の届け出のうちプログラム著作物および半導体集積回路の回路配置の取扱いについては、第3条から第12条により必要な措置を講じるものとする。

(学生等および研究員等への準用)

第15条　学生等および研究員等については、第3条から前条までの規定を準用する。

(事務取扱)

第16条　この規定に関する事務の取扱部署は、つぎのとおりとする。

区分	取扱部署
大阪工業大学	研究支援社会連携推進課
摂南大学	研究支援・社会連携センター
広島国際大学	研究支援・社会連携センター

(規定の改廃)

第17条　この規定の改廃は、学長の意見を聴き、理事長が行う。

付　則

1　この規定は、2010年4月1日から施行する。

2　2003年5月28日制定の大阪工業大学発明規定、2003年7月15日制定の広島国際大学発明規定および2007年3月27日制定の摂南大学発明規定は、廃止する。

3　この改正規定は、2025年2月21日から施行する。ただし、2016年3月31日までに職員以外の者と締結した発明等または知的財産権を学園に譲渡する契約書には、適用しない。